八号」を「第二十七条の四第二十三項第八号」に改め、同項第六号中「第二十七条の四第十八項第九号」を「第二十七条の四第二十三項第九号」に改め、同項第七号中「第二十七条の四第十八項第十号」を「第二十七条の四第二十三項第十号」に改め、同条第二十八項中「第二十七条の四第十九項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第四号」に、「第二十七条の四第十八項第十一号」を「第二十七条の四第二十三項第十一号」に改め、同条第二十九項中「第二十七条の四第二十四項の」を「第二十七条の四第二十九項の」に、「同条第二十四項」を「同条第二十九項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第二十九項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第二十九項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改め、同条第三十一項中「第二十七条の四第二十四項の認定（施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定を含む。）」を「第二十七条の四第二十九項の認定」に改め、同条第三十二項中「（その認定が施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）」を削り、同条第三十三項中「（第二十二条の二十三第三十項又は第三十一項の処分を含む。）」を削り、「第四十二条の四第十九項第三号」に改め、同条第三十四項中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第二十九項」に改め、同項第二号中「（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算法人の事業年度」を「当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度」に改め、「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、同条第三十五項中「第二十七条の四第二十六項」を「第二十七条の四第三十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号中「（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十条の七第一項中「（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）」を削り、同条第二項中「事業所（当該法人」を「事業所（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には当該法人に係る通算親法人の事業所とし、当該法人（当該法人が同項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）」に、「場合には、」を「場合には」に、「事業所。以下この条」を「事業所とする。以下第六項まで」に、「法人に」を「法人（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）に」に、「第四十二条の十二第五項第二号」を「第四十二条の十二第六項第二号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「法人に」を「法人（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）に」に改め、同条第四項中「各連結事業年度」を「各事業年度が同条第五項の適用年度に該当する場合におけるその各事業年度」に、「第四十二条の十二第五項第十号」を「第四十二条の十二第六項第十号」に改め、同条第五項中「第四十二条の十二第七項」を「第四十二条の十二第八項」に改め、同条第六項中「法人に」を「法人（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）に」に、「第四十二条の十二第七項」を「第四十二条の十二第八項」に、「離職者」を「離職者（次項及び第九項第三号において「離職者」という。）」に改め、同条第七項中「第二十七条の十二第十六項に規定する財務省令」を「第二十七条の十二第十九項に規定する当該法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる財務省令」に、「について」を「次項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について」に、「前項」を「第六項」に改め、「（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　施行令第二十七条の十二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第八項に規定する他の通算法人に係る通算親法人の事業所（当該通算親法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。第九項において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該通算親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の十二第八項に規定する離職者がいないかどうかが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十条の七に次の一項を加える。

9　施行令第二十七条の十二第十九項に規定する他の通算法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類は、同項に規定する他の通算法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る当該他の通算法人に係る通算親法人の事業所（当該他の通算法人の当該各事業年度のうちその終了の日において当該他の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がない事業年度（以下この項において「他の事業年度」という。）にあつては当該他の通算法人の事業所とし、当該他の通算法人が当該他の事業年度において二以上の事業所を有する場合には当該二以上の事業所のうち主たる事業所とする。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該通算親法人（他の事業年度にあつては、当該他の通算法人）に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類であつて、第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げるものの写しとする。

一　当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該他の通算法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できる書類

二　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況及び離職者がいないかどうかが確認できる書類

三　当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できる書類